



令和4年度

与那原町職員採用候補者試験案内

【行政職(初級・中級・上級)】

【技術職(土木(初級・上級)、農業土木(初級・上級))】

【技術職(土木実務経験者)】

この試験は、令和5年4月1日以降に与那原町の行政機関（町長部局、教育委員会部局、議会事務局等）に勤務する職員を採用するために実施します。

求める人材

- ・何事にも意欲的に取り組む、実行力のある職員
- ・社会情勢に的確に対応し、中長期的視野を持つことのできる職員
- ・住民と共に課題を解決していく職員
- ・経営感覚（コスト意識）を持った職員
- ・問題点を見だし、的確に分析し、改善・制度創設の出来る職員

- 職種及び募集人員 行政職（初級・中級・上級）： 若干名
技術職（土木（初級・上級）、農業土木（初級・上級）
（土木実務経験者）： 若干名

- 受付期間 **令和4年9月1日(木)～9月26日(月)**

午前8時30分～午後5時15分（ただし、平日の正午から午後1時まで、土曜日・日曜日・祝日の終日を除きます。）

受付期間以外の受付は一切できませんのでご注意ください。

- 第一次試験日 日付：令和4年10月16日（日）
場所：与那原町コミュニティーセンター

※申込者数によっては、場所を変更する場合があります。試験会場等の変更の有無については、令和4年10月7日（金）10時に町ホームページでお知らせしますので、ご確認ください。

○ **第二次試験日** 日付：令和4年11月20日（日）
場 所：与那原町役場

○ **第三次試験日** 日付：令和4年12月18日（日）
場 所：与那原町役場

1 募集職種・採用予定数及び従事する業務

職 種		採用予 定人数	職務内容
行政職 (初級・中級・上級)		若干名	町長部局、教育委員会等において行政事務に従事しま す。
技 術 職	土 木	初級	若干名 町長部局、教育委員会等において専門的行政事務及び その他行政事務に従事します。
		上級	
	農 業 土 木	初級	
		上級	
土木実務経験者			

2 受験資格

(1) 活字印刷文による筆記試験及び口頭による面接試験等に対応できる者で、各職種における受験資格の項目をすべて満たす必要があります。

職 種		受 験 資 格
行 政 職	初級	1. 平成9年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者。 2. 学校教育法に基づく高等学校を卒業した者。(令和5年3月末日ま でに卒業見込みの者を含む。) または、これと同等の学力を有すると 認められる者。 * 2の該当者は、行政職(中級・上級)は受験できません。 ※住所要件有・・・下記参照
	中級	1. 平成7年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者。 2. 学校教育法に基づく短期大学、高等専門学校を卒業した者。(令和 5年3月末日までに卒業見込みの者を含む。) または、これと同等の 資格があると認められる者。(注1) * 2の該当者は、行政職(初級・上級)は受験できません。 ※住所要件有・・・下記参照

		<p>1. 平成5年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者。</p> <p>2. 学校教育法に基づく4年制大学を卒業した者。(令和5年3月末日までに卒業見込みの者を含む。)または、これと同等以上の学力があると認められる者。(注2)</p> <p>*2の該当者は、行政職(初級・中級)は受験できません。</p> <p>※住所要件有・・下記参照</p>	
技 術 職	土 木	<p>1. 平成9年4月2日～平成17年4月1日までに生まれた者。</p> <p>2. 学校教育法による高等学校以上を卒業した者(令和5年3月末日までに卒業見込みの者を含む。)で、かつ土木に関する課程を履修した者。</p> <p>*ただし、4年制大学を卒業した者を除く。</p> <p>※住所要件有・・下記参照</p>	
		<p>1. 平成5年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者。</p> <p>2. 学校教育法に基づく4年制大学を卒業した者(令和5年3月末日までに卒業見込みの者を含む。)または、これと同等以上の学力があると認められる者(注2)で、かつ土木に関する課程を履修した者。</p> <p>*2の該当者は、技術職(初級)は受験できません。</p> <p>※住所要件有・・下記参照</p>	
	農 業 土 木	<p>1. 平成9年4月2日～平成17年4月1日までに生まれた者。</p> <p>2. 学校教育法による高等学校以上を卒業した者(令和5年3月末日までに卒業見込みの者を含む。)で、かつ農業土木に関する課程を履修した者。</p> <p>*ただし、4年制大学を卒業した者を除く。</p> <p>※住所要件有・・下記参照</p>	
		<p>1. 平成5年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者。</p> <p>2. 学校教育法に基づく4年制大学を卒業した者(令和5年3月末日までに卒業見込みの者を含む。)または、これと同等以上の学力があると認められる者(注2)で、かつ農業土木に関する課程を履修した者。</p> <p>*2の該当者は、技術職(初級)は受験できません。</p> <p>※住所要件有・・下記参照</p>	
	土 木 実 務 経 験 者		<p>1. 昭和58年4月2日以降に生まれた者。</p> <p>2. 学校教育法による高等学校以上を卒業した者。または、これと同等の資格があると認められる者。</p> <p>3. 次のいずれかの免許・資格保持者(令和4年9月1日時点) (ア) 土木施工管理技士(1級又は2級) (イ) RCCM(都市計画、下水道、道路) (ウ) 技術士(建設・上下水道部門) (エ) 土木技術者(土木学会) (オ) 土地区画整理士 (カ) 測量士又は測量士補</p> <p>4. 民間企業等において、土木工事・施工管理及び設計業務等の経験が3年以上ある者。</p>

※ 住所要件については、下記のア～ウのいずれかに該当する者とする。

ア 令和4年6月1日以前より本町に住所を有し、引き続き居住している者

イ 令和4年6月1日以前より本町に本籍を有する者

ウ 直系尊属の父母のどちらかが令和4年6月1日以前より本町に住所を有し、引き続き居住している者

(注1) 「同等の資格があると認められる者」とは、昭和59年人事院公示第6号（人事院の認定に関わる受験資格）第3項に定める者で、下記の者がこれにあたります。

ア 学校教育法による専修学校の専門課程のうち、修業年限が2年以上で、かつ1,600時間以上の授業の履修を義務づけている課程を卒業した者又は令和5年3月末日までに卒業見込みの者

イ 職業能力開発促進法に基づく職業能力開発大学校及び短期大学校を卒業した者又は令和5年3月末日までに卒業見込みの者

(注2) 「同等以上の学力があると認められる者」とは、学校教育法に定める大学の専攻科に入学ができる者又は、大学院への入学資格のある者で、外国において4年制大学を卒業した者などがこれにあたります。

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 日本の国籍を有しない者

イ 地方公務員法第16条に規定する、次の欠格条項に該当する者

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 与那原町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 第一次試験

(1) 日時・場所

実施日	職種		試験時間	会場
令和4年10月16日(日) 集合の時間：8：30 受験時の説明：8：40	行政職	初級・中級・ 上級	教養試験 9：00～10：00	与那原町 コミュニティーセンター ※申込者数によっては、場所を変更する場合があります。
	技術職	土木 (初級・上級) 農業土木 (初級・上級)		
		土木実務経験者	無し	

- * 試験会場等の変更の有無については、令和4年10月7日(金)10時に、町ホームページでお知らせしますので、ご確認ください。
- * 第一次試験の当日、台風が襲来し暴風警報が発令され、午前7時30分時点で路線バスが運行停止した場合は、試験実施日を令和4年10月23日(日)に延期します。
 なお、試験実施の有無及び延期後の試験実施など詳細については、町ホームページにてお知らせしますので、ご確認ください。

(2) 試験内容

職 種		試験科目	時間	試験の内容
行政職	初級・中級・ 上級	教養試験	60分	各区分に応じて、公務員として必要な一般教養についての択一式筆記試験を行います。
	技術職			
	土木 (初級・上級) 農業土木 (初級・上級)			

(3) 合格者の発表

第一次試験	令和4年11月1日(火) 13:00	役場掲示板及びホームページに掲載するほか、合格者へ通知します。
-------	-----------------------	---------------------------------

4 第二次試験

(1) 日時・場所

試験区分	実施日	試験時間	会 場
第二次試験	令和4年11月20日(日) 8:30(集合)	9:00~	与那原町役場

(2) 試験内容

職 種		試験科目	時間	試験の内容
行政職	初級・中級・ 上級	事務能力検査	50分	事務能力の診断検査を行います。
		適性検査	35分	対人対応性や職務適正等の検査を行います。
		事例式課題 論文試験	60分	文章表現力、現状把握力、論理的思考力等について筆記試験を行います。

技術職	土木 (初級・上級)	事務能力検査	50分	事務能力の診断検査を行います。
		適性検査	35分	対人対応性や職務適正等の検査を行います。
		専門試験	60分	各区分に応じて、土木に必要な専門的知識についての択一式筆記試験を行います。
	農業土木 (初級・上級)	事務能力検査	50分	事務能力の診断検査を行います。
		適性検査	35分	対人対応性や職務適正等の検査を行います。
		専門試験	60分	各区分に応じて、農業土木に必要な専門的知識についての択一式筆記試験を行います。
	土木 実務経験者	事務能力検査	50分	事務能力の診断検査を行います。
		適性検査	35分	対人対応性や職務適正等の検査を行います。
		プレゼンテーション試験	25分	あるテーマについてプレゼンテーション及び質疑応答を行います。

(3) 合格者の発表

第二次試験	令和4年12月9日(金) 13:00	役場掲示板及び町ホームページに掲載するほか、合格者へ通知します。
-------	-----------------------	----------------------------------

5 第三次試験

(1) 日時・場所

試験区分	実施日	試験時間	会場
第三次試験	令和4年12月18日(日) 9:30(集合)	10:00~	与那原町役場

(2) 試験内容

職種		試験科目	時間	試験の内容
行政職	初級・中級・ 上級	集団討議	30分程度	集団討議試験を行います。
		面接試験	10分程度	個別の面接を行います。

技術職	土木 (初級、上級)、 農業土木 (初級、上級)、 土木実務経験者	面接試験	10分程度	個別の面接を行います。
-----	---	------	-------	-------------

(3)合格者の発表

第三次試験	令和4年12月26日(月) 13:00	役場掲示板及び町ホームページに掲載するほか、合格者へ通知します。
-------	------------------------	----------------------------------

6 採用候補者名簿の登載、採用

- (1) 最終合格者は採用候補者名簿に登載され、任命権者が採用候補者名簿の中から採用者を決定します。
- (2) 最終合格者数は、年間の採用予定数に採用を辞退する者等の数を考慮して決定しますので、採用数を上回る合格者数となり、合格しても採用にならないことがあります。
- (3) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として名簿登載の日から1年間です。
- (4) 卒業見込みの者で、令和5年3月31日までに卒業ができない者は採用される資格を失います。
- (5) 受験資格がないことが判明した場合には、合格を取消します。また、採用後にその事実が判明した場合には、懲戒免職処分の対象となります。

7 受験申込書の交付

- (1) 交付場所
与那原町役場 総務課 3階

* 与那原町ホームページから試験案内・受験申込書をダウンロードできます。この場合、A4版の白色普通紙(コピー用紙)に、黒色一色のインクで印刷してください。

* 郵送による受験申込書の請求もできます。その場合は封筒表側に「受験申込書請求」と朱書きし、郵便番号・あて先を明記し140円切手を貼った返信用封筒(角型2号封筒[33cm×24cm]程度)を必ず同封して下さい。

* なお、郵送に要する往復の日数を十分に考慮してください。

(2) 交付期間

令和4年9月1日(木)～9月26日(月)

午前8時30分～午後5時15分

(ただし、平日の正午から午後1時まで、土・日・祝日の終日を除く)

与那原町ホームページには、9月1日(木)10時に掲載します。

8 受験申込方法

申込書1通に必要な事項を記入のうえ署名し、次のとおり申し込んで下さい。

(写真貼付も忘れずに)

(1) 申込の場所

与那原町役場 総務課 3階

(2) 申込期間

令和4年9月1日(木)～9月26日(月)

午前8時30分～午後5時15分

(ただし、平日の正午から午後1時まで、土・日・祝日を除く)

(3) 郵送での申込方法

郵送先 〒901-1392 沖縄県島尻郡与那原町字上与那原 16番地
与那原町役場 総務課

*封筒の表に「受験申込」と朱書きし、簡易書留郵便でお願いします。(9月26日(月)消印有効)

*郵便番号・あて先を明記し84円切手を貼った受験票返信用封筒(定形長3[24cm×12cm程度])も必ず同封してください。

***郵送後、令和4年10月5日(水)までに受験票が届かないときは直ちにご連絡下さい。**

9 成績開示

令和4年度与那原町職員採用候補者試験の結果については、与那原町個人情報保護条例第21条の規定により、口頭で開示を請求することができます。(本人確認が必要なため、電話、手紙等による請求はできません)

対象者	開示内容	開示期間	請求方法	請求場所
第一次試験受験者	第一次試験の最終得点	それぞれの試験の合格発表から1ヶ月間	受験者本人が、受験票又は本人であることを確認できる書類等(運転免許証、旅券等)を持参し、平日午前9時～午後5時までに請求してください。(正午から午後1時まで除く。) なお、土曜日、日曜日及び祝日は請求できません。	与那原町役場 総務課
第二次試験受験者	第二次試験の最終得点			
第三次試験受験者	第三次試験の最終得点			

10 その他

(1) 試験は、HBの鉛筆を使用して回答用紙にマークさせる方式(マークシート方式)

及び筆記試験ですので試験当日はHBの鉛筆及び消しゴムを必ず持参して下さい。

(2) 第一次試験、第二次試験及び第三次試験には、必ず受験票を持参して下さい。

(3) 試験会場は喫煙施設がありません。敷地内での喫煙は禁止します。

(4) 試験時間中の携帯電話、スマートフォン等の電子機器の使用は禁止します。必ず電源を切ってください。(時計機能としての使用も禁止します。)

***お問い合わせ先 与那原町役場 総務課 電話 098-945-2201**

試験会場略図（第一次試験）

与那原町コミュニティーセンター 与那原町字与那原712番地

会場は、駐車場が設置されていますが、数に限りがあります。

会場周辺は、近隣にも有料駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用下さい。
また、会場周辺の商業施設や公共施設等への無断駐車は厳に謹んで下さい。



受験生のみなさまへ

新型コロナウイルス感染予防・拡大防止のための留意事項について (採用試験を申し込みする前にお読みください)

1. マスクの着用

試験当日は、マスクを持参の上、着用をお願いします。本人確認など試験官からの指示により一時的にマスクを外していただく以外は着用をお願いします。

2. 手指の消毒

会場に消毒液を設置しますので、会場に入る際には手指を消毒してください。
なお、携帯用の消毒液をお持ちいただいても結構です。

3. 試験会場の換気について

試験会場は適宜、ドアなどを開け換気を行います。室温の高低に対応できる服装で受験してください。

4. 新型コロナウイルスに罹患している（あるいはおそれのある）方について

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、試験当日において下記の①から⑤にあてはまる方は他の受験者への感染の恐れがあるため、受験を控えてくださいますようお願いいたします。なお、これを理由とした欠席者向けの再試験は予定していませんので、日ごろから感染症予防や体調管理に留意してください。

- ①新型コロナウイルス感染症など（学校保健安全法での出席の停止が定められて感染症）に罹患し治癒していない方
- ②「濃厚接触者」として健康観察や外出自粛を要請されている方
- ③帰国者・接触者外来からPCR検査が必要と診断され、試験当日までに検査結果が出ていない方
- ④試験当日以前の14日間の間に海外へ渡航歴のある方
- ⑤37.5℃以上の発熱、軽度であっても咳などの風邪症状が続く、強いだるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）のいずれかの症状のある方

5. 試験当日の検温について

試験当日は、入室前に検温を実施します。

6. 試験実施の変更について

新型コロナウイルスの感染状況によっては、試験日、試験会場、試験方法が変更になる場合があります。その際は、町ホームページにてお知らせしますので、随時ご確認ください。

お問い合わせ先 与那原町役場 総務課 電話 098-945-2201